

参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第九号

昭和四十七年六月九日(金曜日)

午後三時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 加藤シヅエ君
理事 金井 元彦君
矢野 登君
内田 善利君
菅野 儀作君
田口長治郎君
寺本 広作君
渡辺 二郎君
西ヶ久保重光君
占部 秀男君

委員

衆議院議員

公害対策並びに
環境保全特別委
員長 田中 武夫君
公害対策並びに
環境保全特別委
員長代理 林 義郎君
公害対策並びに
環境保全特別委
員長代理 島本 虎三君

国務大臣

政府委員

説明員

国務大臣 大石 武一君
環境庁企画調整
局長 船後 正道君
法務省民事局参
事官 古館 清吾君
農林省農政局参
事官 川田 則雄君

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査
(公害及び環境保全対策樹立に関する件)

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤シヅエ君) ただいまから公害対策
及び環境保全特別委員会を開会いたします。

大石長官にはストックホルムから昨日お帰り
だったそうでございます。いろいろ御苦勞さ
までございます。

公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題
とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたしま
す。

○西ヶ久保重光君 大石環境庁長官は、いま委員
長がおっしゃったように、ただいまスウェーデン
の首都ストックホルムで開催中の国連人間環境会
議に出席されて、たいへん日本のために気を
吐いてみえたようで、まことに御苦勞さまでし
た。長官の所信の表明が、参加した世界の各代表
はもちろん、参加しない多くの国の人々も非常
に高く評価をされているようであります。御同
慶に存じます。

この際、国連人間環境会議に出席された長官の
率直な御感想を最初にひとつ伺いをして、ま
た、それに対して若干のお尋ねや御希望を申し上
げたいと、こう思うのであります。この際いろ
ろと御抱負もあらうかと思ふけれども、端的な御
所感をひとつ承りたい、こう思うのであります。

○国務大臣(大石武一君) ゆうべ、会議半ばにし
て帰ってまいりました。いま西ヶ久保委員の御質
問でございますので、報告をかねまして、少しそ
の内容のことをお話し申し上げたいと思ひます。

御承知のように、この会議は今日の五日から十
六日まであるわけでございます。私は、もちろん

初めは最後までおる予定でおったわけございま
すが、残念ながら、私どもの用意しております二
つの法案が審議中でございまして、また、も
う一つはまた審議の段階に至らない、未提出の段
階でございまして、何とかしてこの法律を片
づけることも、非常に日本の政治上の問題として
大切だと考えまして、その審議のため、実は会議
半ばにしてゆうべ帰ってまいったわけございま
す。

この国連の人間環境会議は、すでに二年半以上
前からいろいろと準備が進められておりました。
その間に四回の準備委員会が開かれまして、さら
にその間に数回の、いわゆる政府間作業部会とい
うものにさらしにその下の部会がございまして、具
体的ないろいろなこの会議で提案すべき議題につ
いて、意見を重ねてまいったわけでございます。

その結果、約二百四十の項目が六つの部会に分か
れてまして、そしていろいろな環境保全のための新し
い会議をすることになったわけでございます。わ
が国は全部の委員会、全部の作業部会に欠かさず
出席をいたしました。これはアメリカと日本と、
ほかにも二、三カ国しかございせん。その
中心となって努力してまいりました。その結果も
ございまして、もう一つは、やはり日本国民
のいろいろな長い間の努力というものが実ったも
のと思ひますが、この会議に参りまして一番先の
感じは、やはり日本が国連人間環境会議の一つの
中心であるということをはっきりと自覚いたしま
した。もちろんアメリカも一つの大きなこれは力
でありますけれども、アメリカとともに日本がや
はり大きな中心勢力と申しますか、中心的な推進
力を持った国であるということを感じたわけ
でございます。

ただ残念ながら、御承知のように第三回の準備
委員会まで熱心に出席をして討議を進めてきたソ
連が、東独のこの会議に出席できないということ

に関連いたしまして、その義理だてをしたのだと
思ひます。欠席をすることになりました。その結
果いわゆるソ連圏の、共産圏の諸国がだいたい脱落
いたしました。それで今度の会議には百二十カ国
が集まったことになったわけでございます。私はそ
の前にソ連に参りまして、ソ連の科学・技術国家
委員会並びに農業省の幹部にお目にかかりまし
て、渡り鳥の相談を申し上げたのであります。そ
の節、環境会議の話になりますと、自分らとし
ても出席したかった、いまでも出席したいと思っ
ておる、そのために自分らとしては準備委員会
にずっと出席、努力した、しかし御承知のような
政治情勢でわれわれは出席しないことになったの
だということを言っておりました。ですから、こ
れを出席させるまでに導き得なかつたことに非常
に、手落ちとは言ひませんけれども、むずかしい
政治問題があったわけでございます。

私は三十一日に立ちまして、一日にソ連の農業
省並びに科学・技術国家委員会に出てまいりまし
て、渡り鳥の協定を結びたいという申し入れをす
ること出かけてまいりました。幸いに一日の午
前には、農業省の農業次官のベトロフ氏、ちよう
ど農業大臣が出張中でおられないということで、私
から一方的に一日に会いたいと申し入れたもので
すから、ベトロフ氏並びに自然保護局長その他の
方が会ってくれました。ことしはアメリカと日本
との間に、初めて海を隔てた国としての渡り鳥保
護条約が結ばれた、今度はぜひソ連ともそのよう
な条約を結びたい、ことにソ連からは一番多くの、
代表的な白鳥とかガンとかカモ類がたくさん飛ん
でくる、ぜひお互いの国でお互いに生息の問題を
調査したり、研究したり、情報交換したり、いろ
んなことをして、これらの鳥類を保護したいとい
うことを申し述べましたところが、非常に向
こうでも乗り気になりました。いろいろな話の結
果、喜んでその条約は結ばれ、しかし条約を結ぶ

には時間がかるが、どのような形にしたいのか、おまえのほうで案をつくって持ってきたらどうか、同時に、その前に情報交換や専門家の交換をやったかどうかという、まことに積極的な話をやりました。

ことは自然保護局長というのが、大きな男ですけれども、大きな地図を広げて見せまして、たとええばいろんな渡り鳥が夏にはどこへ飛んでいくか、みな描いてありまして、日本に来るのは、東のほうの五つの州がありますが、カムチャツカとか、この州から飛んでくるというよりなとか、をいろいろ説明をしてくれまして、非常に話が進みました。ぜひそうしよ、どこに連絡をしたということ、いいかと言つと、もちろん農薬省だということをはつきり言つてくれまして、非常に話はうまく進みました。

午後一時からは、今度は科学・技術国家委員会のほうに出てまいりました。この科学・技術国家委員会の議長がキリリンという人であります、この人は副首相の一人であります。この日はちょうど最高閣僚会議と申しますか、クレムリンの中であるので出席できませんので、副議長のグビシアニという人、これはなかなかスマートな人で、コスイギン首相のお婿さんでございますが、この人が中心になりましていろいろ交渉いたしました。が、これまた話が進みまして、同じように情報との交換をしよう。そればかりじゃなく、おまえのほうで専門家と事務屋をもつとよこしたらどうか、そうしたらさつそく仕事が進むのではないかという話になりまして、非常に好都合でございます。

それで、おまえのことをゆっくり待遇したいけれども、おまえは今晩モスコを離れてレニングラードに行くそうだからしょうがないけれども、一ぺんソ連を全部、シベリアでも何でも全部おまえに見てもらう、いろんなこの国の自然環境、そういうことについておまえに見てもらいたいと思うから、招待するからぜひ来てくれというけつこりな招待をいただきます、そして話が進んでま

いったのでございます。その節に、いま申しましたように、国連人間環境会議に出席できないで残念であるという話と、それから渡り鳥の保護条約については日ソ間にこのような基本的な合意ができたのだから、ぜひおまえは環境会議でそのことを伝達してくれという頼みを受けてまして、そこで私は演説の内容にそれを加えたわけでございます。

そういうことで参りましたが、鯨の問題につきましては、私はあえて話をしようと思いませんでした。というのは、あまりたくさん議题を持つてまいりますと焦点がぼけますので、私は渡り鳥だけしたいと思って、持てまいりませんでした。が、たまたま一言だけ鯨の問題が出ましたが、向こうでは、われわれは行かないから、日本はしっかりとがんばってくれと激励をされたわけでございます。鯨をとることにがんばろうという、これはソ連の意見でございます。

それから向こうの招待で一日半、二晩ほどレニングラードで休養いたしまして、休養といひまして、あつちこち引っぱり回されまして、ほんとうにくたくたに疲れましたけれども、休養でございます。そういうことで、三日のお昼過ぎにストックホルムに到着いたしました、ちょうどソビエトもそれからスウェーデンも初夏でございます、一番いい氣候でありました。それで、ことにモスコ、レニングラードにはリラの花ですね、ライラックが一ぱい咲いておつて、大きい木で、白とか赤とか紫とか黄とか一ぱい咲いていました。非常によかったです。それから非常に気がつきましたのは、菩提樹がずっと大きな並木をなしておりまして、非常にすばらしい様子でございます。

三日の日にスウェーデンに参りまして、それから日本記者団並びに外国記者団との会見がございました、そのあと、夕刻、集まった者が全体で結団式を行ないまして、その会議の態勢を整えたわけでございます。

それで外国人記者団から、かなり手きびしい質

問がございました。特に日本の実態は、これは日本は公害で悩んでいる国だ、公害病を出した国だという宣伝が多く届いておりますから、実態がわかっておりませんから、かなり手きびしい質問が一時間ほどございました。私はできるだけ懇切丁寧に、日本の実態並びにこれに対する対策なり将来のあり方というものにつきますとお話をいたしまして、相当理解をいただいたことと思います。ただ、一人だけ、グンナーソンというスウェーデンの記者がおりました。この人にはしつこくいろいろなことで食い下がられてまして、しまいに議論みたいな形になりました。このところでも国立公害研究所をつくって水俣病を研究するなんて、そんなことを言ったって、国立研究所を建てる予算は五百ドルしかないじゃないか、五百ドルで何ができるのだという議論がございました。私は、五百ドルなんて、そんなお金では日本でも少ない、そんな金では建つはずがないじゃないか、もっと調べていこうということで、まあ、そんなことがありました。概して、日本の公害に対する程度は、ごくわずかでしょうけれども、理解をいただいたと思います。

四日は、日曜日でありましたけれども、ストロ
ング事務局長にぜひ会って、環境基金の提出問題
について相談しなければなりません。日本政府か
ら、あまり出すなという訓令をいただいております
ので、努力してまいりました。アメリカは四〇％
出すのだから、日本は二〇％ぜひ出してほしい
という要求がありました。が、一〇％は責任を持っ
て約束するが、どうだろうかと言ったら、それで
もけっこうだということになりました。事実は、
アメリカは四〇％出しますが、ほかに一〇％出す
のは日本だけです。それをはっきり約束したのは
日本だけあります。したがって、このこと
によりまして、会議における大きな主導権が日本
に移ったような気がいたします。われわれははっ
きり言いました。その次の日の私の演説にも明確
に言いましたので、議長も皆も大喜びで、非常に
感謝してくれましたし、そのことによって、西下

イツは入%しか出さないと言っておったのが変わる方向になつたらしいとか、イギリスのウオートカー代表は、自分は国から五%と言われてきたが、とてもこれでは恥ずかしくて金額は言えないということで言わなかつたとか、いろいろの語がございます。

そういうことで、いよいよ五日の開会式がオペラ劇場でございました。各国の代表が一人ずつ出てまいりまして開会式がございました。これは別にとりたてて言うことはありません。ただ、ここに国王が見えられました。私はあとで聞きましたら九十四歳の国王です。いかにもお元氣そうで、正直なところ私は驚きました。もう一つ、ビルギット・ニルソンという有名なソプラノ歌手がおおります。ことにワグナーの一番得意な歌手でございます。これがスウェーデン出身ということで、非常にたくさん四つほど歌を歌ってくれました。北欧の歌とか、ヴェルティの「運命の力」という歌劇の中の「平和と平和よ」というアリアを歌ってくれましたが、これは非常にすばらしくて、私はこのほうが楽しかったわけでございます。

それで五日は、午後から形式どおりの議長選挙その他がございました。そして五時過ぎからイギリスのウォーカー環境大臣にお目にかかりまして、実は鯨の問題がむずかしいので、この人間環境会議ではこの話をあまりやらないで、そして今月の下旬にロンドンで開かれるIWC、インターナショナル・ホエーリング・コンベンションというのがございます。これが一番鯨の問題についての拘束力を持つ、一つの權威ある委員会でございますが、そこできめたらよからう、それにはイギリスが仲に立つて世話をしてもらいたいということとで、ウォーカー氏にお目にかかりましていろいろ懇談をいたしました。

その節いろいろお互いの国の政府の公青対策についでの話をお願いいたしますが、この人の話は、ちょっとわれわれと違ひまして、農林省省だか何だか三つくらい兼ねております。ですから予算を聞きますと、大体日本でいえば三兆円くら

い話を。とにかく途方もない大きな予算です。環境庁の八十億とか九十億とかは雲泥の差の予算であります。これは聞いてみますと、農林省とかその他いろいろな役所の全部の予算を入れての話であります。これはお聞きただけでございます。それで、他に自動車の公害の問題が、わが国でいまガソリンの中の鉛をやめさせるようにしているわけだが日本ではどうかということなので、日本は一応四十八年度中までは全部鉛はなくすということで進めておると言いました。それはほんとうにきめたのかと言うので、ちゃんときめて、その方針で進めていると言ったら、どうして企業を納得させられたのかと、ふしぎな顔をしておりました。ですから、外国でも企業を納得させるのは非常にむずかしいのだという感じを受けたわけでございます。

いよいよ六日の日から代表演説が始まりました。日本は、環境庁が三番目に申し込んでくれましたが、これは一番いいあれだったのです。一回目はイランが話しましたが、十時から始まりましたので、まだ人が集まらず、ぼつらぼつら入ってくる状態で、話しづらかったと思います。その次にはカナダが話しました。カナダの話の中ごろには、大体各国代表の大部分が集まって一ぱいになったということで、非常によかった。カナダの代表が先に、五年後の一九七七年にはカナダで第二回目の環境会議をやることを要望するということを、はっきり打ち出したわけでございます。

そこで三番目に私が立つてあいさつをしまして、御承知かと思いますが、いろいろと日本の長い間の自然を愛する国民性、明治維新から今日までの日本の、国の経済発展の方向を話しました。そして、どういふことでまず公害が発生したかというふうなことを、そしてどのようないま公害の実態であるかというのを率直に話しました。これを話しませんと、いろいろ疑惑の目で見られますので、率直に話しました。そして政府も責任を感じておる、一生懸命に努力しておる、この努力は、これこれいふことを言っているのだとい

う、いまのいろいろな公害に対する対策なり自然保護の話をいたしました。時間が二十分しかありませんから詳しい話はできませんが、将来はこうやるんだという、いろいろな見通しを話しました。

それからさらに、今後国連を中心としてこういうことをやってもらいたいという、三つ四つの提案をいたしました。

その提案は、人間環境宣言、これを高く評価するからぜひ採択したいということ、環境基金には一〇％出すという話をしました。

それから、海洋汚染についてはすでにいろいろな具体的なことをやって、少なくともわれわれは、日本の近海に油の出ないようなものにした。それはバラスト水とか廃油、ああいうものを処理する義務とか、あるいは積み出し港における廃油処理施設とか、いろんなことをやらなければならぬといふことを提案いたしました。その他、渡り鳥条約についても今後いろいろな国と結んでいきたいということも話しました。それから、六月五日から一週間を環境週間と定めまして、毎年世界でこの環境週間を中心として、環境保全のためのいろいろな宣伝なり施策をするというので、これを提唱いたしました。

それから南北問題について、われわれはぜひとも後進国をできるだけ早く開発、繁栄に導いて、お互いに民族が、いろんな生活のしかたがあり、文化的にも経済的にもあまり差のないような、同じような生活を持たなければ世界の平和はない。そのように、できるだけ開発途上国の手を引っ張って、そして開発、繁栄に協力しなければならぬ。ただし、その場合に一番注意しなければならぬことは、日本の歩んだ道を歩んではいけない、これを参考にして、ぜひとも公害のない繁栄をしてもらいたい、繁栄に手をかす先進国は、そのような道を歩ませないよう配慮をしなければならぬといふことを主張いたしました。そういう話を、最後に実は日本で第二回の

会議を開きたいと言ったのでありますが、これはいろいろな政府からの注文もありましたので、二回目もやる必要がある、ぜひ二回目は、そのような必要があるときには、日本でいつでもあつて演説を終わりました、その日はうまく済みました。

お昼からは、アメリカのトレイン代表と一緒に食事をしながら、約三回にわたって鯨の問題についていろいろと懇談いたしました。御承知のようにトレイン氏は、アメリカが中心となって、十年間いゆる商業的捕鯨をやつてはいけないという禁止の決議案を出しております。これについては、そのような禁止案が通過いたしますと、これは必ずしも強制力はありませんけれども、やはり一つのこれは国際的なモラルになりますから、それに違反して日本が鯨をとりにいくことは、世界的に非常に非難されることとなります。そういうことで、私も将来はそれに賛成するが、いまの日本の現状からいへばそれはどうしてもできないので、もう少し理解を持って、自然の保護をしながら商業捕鯨を続けるように、しかしそれがむずかしい場合にはどうするか、具体的ないろいろな話をいたしました。ところがトレイン氏は、よく日本の事情もわかるし同意をしたい面もある、しかし自分としても、アメリカの国会の上下両院で十年禁止、モラトリアムの決議をされている、そういうものを背にしていては、自分の意思とおりに動いていくわけにいかぬということで、お互いの立場を理解し合うということで話し合ってきたわけですね。それを終わりました、七日の朝立ちまして、きのう東京へ帰ったということでございます。

非常に中途半端で、ろくな仕事もできなかったわけですね。今後むずかしい問題は、大体鯨の問題だけで、海洋投棄につきましても、大体わが国の方針は、世界の中において協調国になつておりますので、いろいろ問題があります場合には、向こうからすぐ連絡があることになつて

おりますけれども、そのようなことでしばらく様子を見てまいりたいと思います。

○西ヶ久保重光君 御苦労さまでございました。だいたいいろいろお聞きしたいことはありますけれども、次の法案の審議の時間がなくなりますから、一、二点お聞きしたいと思うのです。

その一つは、あなたは御出発前には、第二回の会議をぜひ日本でもやりたいと、それも新聞等に発表になったようでしたが、向こうでの演説では、いまおっしゃったように、何か二回目をカナダが先に言ったからですか、そういう点についてはできるだけの協力をするという形で発言されたようでもあります。きのう空港での記者会見では、外務省のサゼンによって、訓令でやめられたといふようなことをおっしゃっておりますが、こういうことははっきりしてもらわないと困るので、あなたの出発当時の意思が変わった感じが、そこをはっきりしてもらいたいと思っております。

○国務大臣(大石武一君) 実は、第二回目の国連環境会議を開くということは、まだきまつておりません。しかしおそろく、この一回きりでやるというのには惜しいと思います。ですから、必ず二回目を開こうという気運になりました、そのようなことになると思っております。そのような場合には、ぜひ二回目は日本でもやりたいという希望で、私もそういうことを願っておったわけであり

ます。そのことについて、私は前から原稿をつくつておりましたので、そういう意向でおりましたが、いろいろと各方面で、ことに閣内でも話してみますと、必ずしも日本が積極的に開こうと主張することに賛成でない方もあります。そこでいろいろ相談しました結果、立つ直前になりましたが、日本でまだ二回目を開くときまつていないのだから、何でもかんでも日本に、無理無理持つてくるような、引っぱり込むような話はよしなさいというのでございます。私はそのとおりだと。です

というのは二十万ドルですから、たった二十万ドル多いか少ないかによつて、国家財政にあまリ影響がないのに、それで主導権が取れるか取れないかということになると、大きな問題だと思ひますので、思ひ切つてやつてまいりました。幸い大蔵大臣も納得してくれましたので、よかつた、こう思う次第でございます。

○委員長(加藤シヅエ君) 他に御発言もなければ

ば、本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(加藤シヅエ君) 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大石環境庁長官。

○国務大臣(大石武一君) ただいま議題となりました大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容

の概要を御説明申し上げます。

わが国の環境問題は、経済の急速な拡大と都市化の進行の過程で、深刻な社会問題となつてゐるところであります。

このため、政府におきましては、先般来の国会で体系的整備が行なわれた公害関係諸法に従い、公害規制の強化を初めとして、各般の施策を強力に進めてきたところであります。

しかしながら、公害により被害を受けた人々に対しては、すでに行なわれてゐる行政上の救済措

置に加えて、事業者の民事上の責任を強化して、私法的な面においても、一そう円滑な救済ができるような措置を講ずることが強く要請されているところであります。

今回の改正法案は、このような要請に対処して、人の健康に有害な一定の物質が大気中、まわりの水域等に排出されたことによって、人の健康にかかわる被害が生じた場合における事業者の無過失損害賠償責任について定めることにより、公害によって被害を受けた人々の保護の徹底をはかるものとしております。

以下、改正法案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、工場または事業場における事業活動に伴って一定の有害な物質が大気中に排出されたこと、または一定の有害な物質を含む汚水等が排出されたことにより人の生命または身体を害したときは、当該排出にかかる事業者は、故意または過失がない場合であっても、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとしておりあります。

この場合、有害な物質として無過失責任の対象となる物質は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法において人の健康に被害が生ずるおそれがある物質として規制の対象とされているもので、硫酸、硝酸、有機溶剤等複合汚染を常態とする物質も含めることとしておりあります。

第二に、損害が二以上の事業者の共同不法行為によって生じた場合において、その損害の原因となった程度が著しく小さい事業者については、裁判所が、その損害賠償の額を定めるについては、その事情を十分に考慮することができると道を開くこととしておりあります。

第三に、本法は、その施行の日以後における有害な物質の排出による損害について適用することとしたとしておりあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、被害者の責めに帰すべき事由があったときの賠償のしんしゃく規定、経過措置及び損害賠償を補償する制度に關しましては、衆議院で諸修正が行なわれておりますので、あわせて御説明申し上げます。

○委員長(加藤シヅエ君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院公害対策並びに環境保全特別委員長田中武夫代議士から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(田中武夫君) 内閣提出の大気汚染

防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する衆議院修正の趣旨について御説明申し上げます。

まず、修正の第一点は、損害賠償の責任及び額を定めることについての裁判所のしんしゃく規定中、被害者の責めに帰すべき事由があったときに關する部分を削り、天災その他不可抗力が競合した場合だけの規定とすることでありあります。

被害者の責めに帰すべき事由の部分の削りましたの、この種の問題は、民法の一般原則によつて処理すれば足りるという意味であります。

修正の第二点は、附則二項の経過措置に關するものであります。

すなわち、原案が、新法施行前の排出による損害については、あけて従前の例によることとしていたのを改め、新法は新法施行後に生ずる損害について適用する旨を明記するとともに、新たにただし書きを設け、新法施行後に生ずる損害であつても、事業者側においてそれが新法施行前の排出によるものであることを証明したときは、なお従前の例によることとしたいたしました。

この際、経過措置についてのこの修正点の意味を明確にしておくことが適當であると思ひます。まず、新法は新法施行後に生ずる損害について適用するという本文の意味は、公害の結果である損害についてはあくまで法律不遡及の原則を尊重するとともに、その原因である排出については、新法施行前の排出たると新法施行後の排出たるとを問はず、新法の適用を受けるという意味であります。

この新法施行前の排出である場合にも新法の適用を受けるというところは、わざわざ条文中に書くまでもなく、条文全体の仕組みからして、解釈上当然の帰結であります。

次に、ただし書きの規定は、たとえば新法施行前に有害物質の排出をとめたような場合を想定したのでありまして、このような場合は、原因行為が新法施行前のものであることは立証可能でありますので、事業者側においてそのことを立証すれば、従前の例、すなわち民法の一般原則に返るということを定めたものであります。

修正の第三点は、政府は、公害にかかると健康被害者の救済に關し、その損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づき、すみやかに必要な措置を講ずるものとする旨の規定を附則に追加したことでありあります。

以上であります。

何とぞ、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(加藤シヅエ君) これより質疑に入りまして、質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○西ヶ久保重光君 どうも特別委員長さんに質問をしようと思つたのですが、所般の事情でやむを得ません。どうぞ、けっこうです。

幾つかの質問をしたいと思つておりますが、まず最初に長官に對しまして、長官としては、修正はされましたが、いわゆる無過失損害賠償責任体制の確立のため、この法案で長官としては御満足か、あるいは何か御不満があらうかとどうか。この点について冒頭に、長官のひとつこの法案に對する御所信のほどを承りたいと思ひます。

○國務大臣(大石武二君) これは政府が、私と同じ趣旨で出した法案でございますので、不満であるとは思ひません。りっぱな案である、自分で申し上げたいと思ひます。ただし、この法案の内容だけですべてが満足されるものではないと考えております。

これは、この種の被害者を守るための法律としては、必要な最小限度のものにすぎないと考えております。たとえば損害の補償につきましても、この法律は人間の健康被害だけに限っておりません。しかし、これでは不十分であります。もっともつと広い、いろいろなほかの財産、生業、そういうものについても、当然これらの法律は将来及んでいかなければならないと思ひますけれども、いまのところはこの程度でとめたわけでござい

まして、近い将来にそう広げてまいることが絶対に必要だと存じます。ただ、新しい考え方を早く行政に打ち立てたい、もう一つは時間的な余裕、そのようないろいろなものを包含した法律になりますと、とても一年や二年ではなかなか出せません。そこで早くこれを出したいという気持ちから、取り急ぎ必要な最小限度のものに限つたわけでございます。したがって、これは完全なものではありませんけれども、必要な最小限度のものであります。これは、必要とあらう次第でございます。

○西ヶ久保重光君 まあ、長官としてはそれ以上のことは言えないと思ひます。それは私もわかりませんが、しかし、やはり完全無欠であるとはもちろんこれは言えない問題でありますし、長官自身もそれをお認めになつておられる問題であります。当然これは、今後時間をかけて完全なものに、修正なりというものは考えなくちゃならぬと思ひます。

この努力は、私どもとすれば、長官が次の内閣の、さらに環境庁長官として御再任されんことを期待するものでありますけれども、私どもが期待してもなかなかのところがございせんが、そういう意味でも長官のひとつ次の内閣への再任を期待するわけでありまして、そうとは言いながら、この法案が、今度の法案としては大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案という形で出てまいりました。当初大石長官が取り組まれたときには、単独法としてお出しになりた意向ではなかったかと思ひます。いわゆる無過失損害賠償法といったような単独法として、かなり強力にして内容の整つたものをお出しになる御意向であつたと思ひますが、これがいつの間にかこういふ形になつてきたことは、いろいろな事情があつたと思ひますが、差しつかえのない限りにおいて、単独法で出したいという御意向が

こういふ形になったことについて、ひとつ御説明を願えましてはお願いしたいと思います。

○国務大臣(大石武一君) これは、私も最初は初めから無過失賠償責任法という、いかにも単独的な名前前で呼んでおりましたけれども、いまの、先ほど申しましたように必要最小限度のものでとどめた場合には、この二つの法律の改正で間に合うことになったわけでございます。

単独法に将来はしたいと思いますが、いま申しましたいろいろなものを包摂いたしまして総合的なものにしたいと思いますが、ただ、単独の法律をつくりまして、非常に時間がかかります。たとえば、この次にお願いたします自然環境保全法案にいたしても、とにかく一つの役所と折衝を重ね、四月月かかってようやく十分なままだにいま調整ができたということでございます、それが各役所にわたる大きな法案になりますと、これはとても半年や一年ではつくれません。これはほんとうにいまの制度では、法律案をつくるというところはたいへんな時間と努力がかかります。そういう意味で、私は、将来はやはりお話のように単独法にしたいと思いますが、中身もそれにふさわしい、いろいろつけ加えた総合的なものにしたいと思いますが、いま申しましたように必要最小限度の、人間の健康被害を中心として、このような新しいものの考え方を行政の中心にするということでございますので、とりあえずこの二つの法律案の改正ということにしたいわけでございます。これは他意はありません。ただ事務的な時間的な余裕、そういうことを中心として考えたからでございます。

○西ヶ久保重光君 まあこういう形にはなりましてたけれども、政府というか、政府というよりも、むしろ大石環境庁長官の努力に対しては、一応多とするものであります。と同時に、いわゆる最小限ということばで表現をされますように、われわれからすれば非常に不足なものであるけれども、少なくとも一歩前進だといふあいには、これは受けとめ得るものであります。

そこで、先ほど長官自身もお触れになりましたが、これは被害者救済といった意味が非常に強いと思うんですね。いわゆる水質汚濁や大気汚染による被害者に対する救済措置が非常に前進したと思うのでありますが、いま長官もちょっと触れられました、大気汚染や水質汚濁だけではなく、たとえば土壌の汚染、さらには農業、漁業に対する汚染被害、これも結局は人体に及ぼす被害だと思ふんですね。御承知のように、大気、水質、土壌の汚染といふことも、これは間接的な人間に対する被害だ。こうなりますと、やはりここで農業や漁業の被害が抜けた、土壌の汚染その他のものが抜けたことは、やはり片手落ちだという気持ちになりませんか。

長官は、こういうことも追って含めていきたいという御意思がいま表明されましたから、これはあえてくどくどは申しませんが、こういふものも私はやはり当然入れるべきだと思ふんです。残念ながら入らずに、衆議院でもだいたい修正される際には考慮されたと思ふのでありますけれども、これは除外されて、結局附帯決議という形で出てきたようではありますが、これはやはり長官としては、早急にこういうものは当然この中に含めていくべきであるというお考えのように先ほど承ったのですが、この際、確認する意味においてもう一回ひとつお尋ねしたいと思ふます。

○国務大臣(大石武一君) 土壌汚染、あるいは漁業というより漁場だと思ふけれども、漁業関係の漁場の汚染によって、人体にいろいろな影響を与えたという場合には、当然これはこの対象に入ります。それは、結局は大気汚染が水質汚染によつて土壌が汚染される、漁場が汚染される場合があるわけでございます。そういうことから、全部入るわけでございます。健康被害につきましても、人間の健康被害に対してまづいまのところ考え得るものは全部ほとんど、大部分入れたと考えております。そういうことで、いまの土壌汚染とか、かりに漁場汚染と申しますか、そういうもの

につきましても、この法律の中でこれは十分解決できるものと考えております。ただ、その土壌汚染による、あるいは漁場汚染による農産物あるいは海産物、こういうもののいわゆる物質被害につきましてはいまのところ入りませんけれども、これは近い将来に包含したいと考えておるわけでございます。

○西ヶ久保重光君 時間がないようでありまして、あまり突っ込んだ御質問ができませんが、ぜひそういった点を早く修正なり是正をしていくために、われわれも努力するし、ひとつ政府のほうも虚心たんかきにぜひ対処してもらいたい、こう思ふわけでございます。

これは、無過失損害賠償責任法案が公害問題にとって最も重要なものだと思います。したがって関係者は、非常にこの立法を期待しておたわけでありまして。また反面、これは政府内部にもいろいろな意見がございまして、一方、産業側にとつてはかなりきつものがあるかと思ふんです。したがって、一時はかなり反対ののろしも上がつておりましたが、この法案については最近あまりそういった動きは表面には見えないうちであります。内面的にはどういふ動きがあるかは存じませんが、産業界の反対が大きいというところは、逆に言えば、それだけ被害者側にとっては有利な面があるかと思ふわけですね。もし産業界の反対がなかったとしますと、これはあつてもなくてもいい法案だという面も出てくるのであります。私はそうは思いませんが、これはそういう一面を持った法案であります。実はその結果、私も最初期待したよりもかなり後退した法案になり、それが衆議院の修正によつて、先ほど言つたようにある程度前進をしたと、こう思ふわけでありまして。

この点は衆議院の諸君の御努力を多としてよろしいし、また、これを一応支持された長官の熱意も買つてあります。しかし、この附帯決議からでもわかりますように、まだまだたくさん問題を残しているわけでありまして。これは先ほどの

の具体的な問題とともに、あらゆる機会に述べられた問題の適正な解決のために、ひとつぜひ御努力願いたいし、当委員会においても、これは機会あるごとに討議をし、論議をしながらやはり改善していつて、長官がおっしゃつたように、これが単独法として、あらゆる日本における公害の問題点を包括した中で、解決する一つのりっぱな法律になつてもらいたい、こう思ふわけでありまして。いろいろな具体的な問題もたくさんありますけれども、いま申しましたように時間もありませんので、私は以上ほんの概略的な質問だけで終わりますが、ひとつそういったことを含めて、最後に長官の御所信を承つて私の質問を終わります。

○国務大臣(大石武一君) ただいまの西ヶ久保委員の御意見に私は全面的に賛成でございますし、また、そのようにあなたに思ひやりのある考え方でのこの法案の促進を希望されますことに對して、心から感謝いたします。

おっしゃるとおり、この法案ができれば、これが一つの足がかりになります。何でも一番基礎が大事でございまして、基礎さえできれば、どのような上上の建築も早い機会にでき上がるわけでありまして、これを私は一つの強固な土台にしたいという心がまえでありますので、これができれば、もう来年からでも再来年からも、いろいろな新しい必要なものが幾らでもつくり上げられ得ると、そう信じて努力いたしてまいりたいと思つておる次第でございます。おっしゃるとおり一生懸命に努力いたしまして、できるだけ早い機会にりっぱなものにする決意であります。

○内田善利君 無過失賠償責任制度と光化学スモッグの関係がどうなるか、まづお聞きしたいのですが、光化学スモッグは、昨年でしたか、環境庁長官にお聞きしたときには、公害であると思ふというところだったのでありますが、いまだに公害として認められていない。原因が何であるかはつきりしない、分析方法もいまだにはつきりしない、そういうようなことで原因がはつきりしていないわ

○政府委員(船後正道君) 光化学スモッグの原因につきましては、ただいま長官が申し上げましたように、自動車排気ガスが主たる原因ではないか、このようにいわれておりますけれども、なおかつ不明の点が多いのが現状でございます。今回のこの無過失責任を規定いたしました法律では、無過失責任を問うておりますのは、工場または事業場における事業活動に伴う有害物質の排出、これによりまして起こった健康被害でございます。さうでございますので、もしそれが不特定多数の、自家用車を含めました自動車の排気ガスというものが主たる原因であると、このようにいたし

ですか。何ですか、これは。

○國務大臣(大石武一君)　やはり、私これは公害だと考えております。

○内田善利君　そうすると、公害であるけれども無過失賠償責任制度は適用できない、原因者が複雑であるから。そういうことであれば、一体どこで救済する方法があるか。いま局長お話しになりましたけれども、いままでは学校でしたから、学校安全会とかああいうので校長先生は、それは一部分ですけれども払っておられる。入院費とかその他、いまのところはそういったことで、東京都とかあるいは県当局で救済しているわけで

に對して、何かの大きな被害が出てまいりますれば別に考えなければなりませんし、またそのような生活の補償を要する問題が將來出てまいりますれば、それは別の形で補償しなければならぬ。

これは修正案にもありましたように、この法律案が成立すれば、それと相呼応して、これに要するいろいろな費用は、企業だけでは負担し切れないであろう費用をやはりわれわれは考えなければなりませんので、いわゆる基金の制度をつくらなければなりません、その基金の制度をいろいろ拡大いたしまして、そうして、そのような公害産業と申しますか加害者は、やはりこれに對してあ

○内田善利君 この間、本委員会で自動車の規制について、警察庁の交通規制課長だったと思いますが、いまは自動車はふえるにまかせて、歩道をきちっとして、あとは幾ら自動車があってもしょうがないというようなことを答弁されておったんですけれども、いまの状態ではいまの長官の答弁で納得できますけれども、アクロレインがもう少し濃密になってきたり濃厚になってきたりすると、ほんとうにはたばたと倒れるようなことが起こらないとは言えない、このように思うわけです。ロサンゼルス型がどのように解明され、原因がわかっておるか、私も知りませんが、この光化学スモッグは、昨年一昨年以來問題になっておるわけで、一体これにどれだけの予算をかけて究明、検討、研究をなさってきたのか。いまだに原因がわからない、自動車だろうということでは、これはもう、だんだん行政公署に移行しつつ

あるのではないかとというふうに私は感ずるのですけれども、やはりこういう問題に対しては早急に原因を究明して、納得させていくべきじゃないか、また対策を講じていくべきじゃないかと、このように思っています。

いまの状態でも、学校内で勉強している最中にあのようにばたばた倒れるということは当然じゃないことであって、いまの状態ならばということばがいまかわされたわけですから、やはりいつまでもいまのような状態ではないのじゃないか。このように自動車があふえ、また煙もふえてきますと、どのような事態が起こるかかわからないというところで、原因究明を急いでいたきたいと同時に、救済対策、また治療費の問題等も対策を講じなければいけないのじゃないか。土呂久の場合にしても、これは通院費とか入院費とか、全部県当局がたてかえておられるという状態ですね。これではやっぱり安心して患者の方々が治療できないのじゃないか、一体この後はどうなるのかというようなことで、だから、公害病であるならば公害病であるらしく、治療対策を講じていたきたい、このように思っていますけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(大石武一君) いまのいろいろお話にありますように、われわれも考えなければならぬ点がたくさんございます。たとえば自動車の量、交通量の問題、これもやはりもう限度がきている。ある限度以上は、これは走らせることはできなくなります。そこで、私たちは、去年から申し上げておられますように、環境容量というものをいま全国的に、地域的に区切って調査いたしました。どの程度までの必要な環境を守らなきゃならぬかという、一つの科学的な基礎をつくっているわけでございます。当然、東京とか大阪とか、こういった大都市はきびしい環境容量というものが要求されると思うんです。われわれは前から申し上げておられますように、東京や大阪に一生住んでおいても、そこで健康をそこねないで活動し得るだけの環境は何としても確保しなきゃならない、

これが大事な点であると考えまして、そういう努力をいたしておるわけでございます。

そういう、何といいますが限界があるわけでございます。その限界以上のものでわれわれ環境を守っておかざるならいけませんから、いろいろな調査結果、車はこれ以上走らしてはいけない、ガスはこれ以上出してはいけないということになれば、当然これは、それ以前に車の規制というものは十分しなきゃならないと思います。そういうことで車の規制のしかた、私専門家でありませんからわかりませんが、前から言っておりましたように、とりあえずたとえ大型トラックとかそういうものは全部東京の郊外で押えて、そこから公害の少ない小型のトラックに荷を積みかえて都内を走らせるとか、あるいはノーカーデーをつくるとか、そういう地域をつくるとか、いろいろなことがあると思いますが、ある程度の規制は、当然これから考えなきゃならないと思います。そして、その環境容量を中心として、はるかにそれよりももっともつと高いところで環境の保全をしなければならぬ、こう考えておるわけでございます。そういうことで、車については今後十分に私は考える必要があると思います。

ただその実態がわからない限り、いわゆる対症的な療法、たとえば応急の対策だけではできませんけれども、それではとうてい解決になりません。したがって実態を早く認識して、将来に対する恒久的な対策を立てることが絶対必要だと思っております。そういう意味でいま実態の究明を急いでいるわけでございます。

幸いに今度環境庁では、光化学スモッグを調査するためのチャンパー車と申しますか、新しい移動研究室ができて、そろそろ今月の半ばからそれが活動開始ができて、いままでよりももっと科学的な光化学スモッグに対するいろいろな調査研究ができてくると思います。今年には飛行機も使っておりますが、さらに飛行船も使って、いろいろな光化学スモッグに対する基本的な調査もすることになっております。そういう

うことで、必ずしも予算は十分ではありませんけれども、環境庁が、どこが中心になってもけっこうですが、環境庁が中心に入りまして、東京都が中心でも、環境庁が中心でも、名目はどちらでも私よろしいのですが、近隣のものが集まりまして共同で研究もいたしておられますので、このような研究を、できるだけ原因を究明し、また一体どのような臨床的な症状が起こるのか、何によってそのような、けいれんを起こしたり意識をなくしたりなど、おそろしい症状を一体どんなような物質が起すのか、そういうものをもう少し究明しませんが、対策ができませんので、その究明も急いでまいりたい、こう考えて努力をいたしておる次第であります。

○内田善利君 もう一言聞いておきますが、現在治療費はどこが出しておられますか。

○国務大臣(大石武一君) おそらく東京都で患者はやっていられると思います。あるいは区でやっておられますか、東京都でやっておられますか、これは私はやはりどこでやってもいいと思うのです。これが何万、何十万人ということになるれば考えなければなりません、いまのところは都でやっても区でやっても、その治療はできる程度の費用でございますから、別にそれはいま急にすぐ全部やらなければならぬとか、都でやっていけないとか、区でやっていけないとかということではなくして、やはりこれは行政というものは国だけでやるものでもありませんし、各自自治体もみんな協力してやるのが行政でございますから、どこで負担してもいいと考えておりますが、それが将来まただんだんいろいろな問題をやらんでいくとなれば、これはやはり一つの組織を考えなければなりませんから、国でやるか、地方自治体とどんな割合で負担するか、あるいは別な基金から出すか、いろいろありましようが、そういうことを考えたいと思います。いまのうちは東京都が区で出していると思っておりますが、それでもあまりそう地方自治体の財政を困らせるようなことでもないと思っております、もう少し様子を見てまいりたいと考えております。

○内田善利君 出していると思うでは困るのであって、前回は、先ほども申しましたように、学校安全会の費用だけですね。一番最初に光化学スモッグが起ったときには、学校安全会からやむを得ず金が出ているというふうな状態ですから、どこから出していたでもいいけれども、ここからは十分なひとつ対策を講じていたきたい、このように思っています。

次にもう一つお聞きしたいのは、具体的な例をあげて聞きますが、特定物質に限ってこの賠償法が適用されるわけですが、一つ私が疑問に思っていますのは、予算委員会に、公表というところで足尾銅山のことで質問をしたわけですが、そのときに長官は、公表すべきだ、知りたい人には教えてあげるのが順当だ、そういう答弁をいただいたわけですが、農林省あるいは通産省等で調査をして、そして、それをもろろん公表もしてないわけですが、また、それによって被害を生じた、健康被害を生じたと見られる方がおられるわけですが、もちろんこの法案では財産被害はありまじいので関係ないのですが、健康被害までいったと見られるという場合には、本人に知らせない、こういう場合には、これを調査した行政当局がその責任を問われるべきじゃないかと、このように思うのですが、この点はいかがでしょう。

○国務大臣(大石武一君) 御質問の御趣旨は、いろいろな調査の結果、公害病患者の発生であるとか、あるいはいろいろな問題を起しているというところを、そういう実態をいろいろな人々に知らせて認識させて、それに対して、その人が妥当な行動がとれるような措置をとるようにならうかという御趣旨だと思っております。

○内田善利君 それをしなかつた場合にはどうかということ。——わかりました。

○政府委員(船後正道君) 現在も、環境が汚染されまして、それによって人の健康に影響があると

思われる地域につきましては、たとえばカドミウムあるいは有機水銀等に関連いたしました。環境調査と同時に健康調査をやっておるわけでございます。この健康調査の結果につきましては、それぞれその疑わしい方々というものは御指導も申し上げ、通知もすることによりましておりま

す。ただこの間、検診を受けられまして方々といましては何かの症状がある、しかし、検診したほうの目的は、もっぱらカドミウムあるいは砒素との関連において調査いたしておりますので、御本人が御病状であつてもそういった通知が漏れておる、まあ通知しないほうは、その有害物質と関連しないから通知しないまでだといったような点がございまして、かなり不親切ではないかというふうな御批判があつたのでござい

ますが、その点は各県にもよく連絡いたしまして、やはり保健所活動を通じて、そういった個別的健康診断もこれまた地方のつとめでござい

ますから、できるだけ地域住民の方々に御納得のいくような説明をするように、指導いたしておるところでございます。

○内田善利君 実はこちらの例があるんですが、農林省と厚生省と通産省、三省連合で日本列島のカドミウム分布調査をしたことがありますが、農林省。

○説明員(川田則雄君) 農林省の農地局がそれに従事したというように、私理解いたしてお

ります。○内田善利君 四十五年の十月ごろ、日本列島全部のカドミウム分布調査をやったわけ

です。そのときに農林省が、米の中のカドミウムを調査したわけですね。県が委託を受けて、県の農事試験場がこれを実施したわけですが、このときに、一・PPM以上の玄米が出たわけ

です。これは長崎県の対馬の話ですが、厳原町の前原、この水口で一つは〇・九七、それから中央で一・七〇、水しりで一・五八、それから裏河内とい

うところで、水口で一・二八、それから中央が出てい

ませんで、水しりが〇・七〇、それから下田というところでは、水口で一・七二、中央で一・〇八、水しりで一・〇一と、このように、いずれも平均が一・三三、一・〇二、一・一三というふう

に結果が出たわけですが、この結果を農林省の農政局が農林省に報告したわけ

です。農林省は、これについて分布調査ということでも対策を講じていない。また、県のほうも知つてお

つたけれども、全然知らせてない。この農家の方々も全然知らない。ところが、いよいよことし四十七年五月、苗しろで田をつくることになり

ました。そのときに、原因も何も言わないで、本年度から米をつくらないでもらいたいと言つてきて

いるわけですね。農家の人たちはびっくりしたわけ

です。どういふわけではこれはお米をつくらないことになつたんだらう。

そこで公明堂で調査したわけですが、以上のよう

な結果が判明したわけですが、これは四軒ですけれども、たんぼはい

ま三つ申し上げましたが、この方々のうち一軒はまだ十俵、四十五年の秋にできた米が、まだ

ずつと食べ続けて残っている。そのように、ずつと一軒はあと一俵残つておる。そのように、ずつと一・〇PPM以上の米を、何も知ら

れずに食べてきた。そしてこの家の、結婚してきて二十年

ここにおる方が、四十一歳になる奥さんが、最近関節が痛み骨が痛いと言つて訴えておる。近所の方々は、それはイタイイタイ病じゃないか

と受けたことはない。そういう状況にあるわけですが、私はこれは事実とすればけしからぬ話だ

と、このように思ふわけですね。たとえ分布調査といふことを

やつたにしても、こういう状態であるといふことを、ある

いはまた農地局にしても、米をつくらないよう

に指導すべきじゃないかと、このように思ふのですが、全く先ほど申し

ましたようにこれは行政公害だ、そのように感じ

たわけですが、この点、法務当局の見解をお聞

きたいの

です。

○説明員(古館清吾君) ただいま突然の御質問

で、十分研究して

おられませんけれども、おつしやるとおり行政指導の妥当性に問題があるう

かというふうに感じ

ます。

○内田善利君 農林省のほう、いかが

です。○説明員(川田則雄君) 私が理解いたして

おりますのは、農地局が、通産省と厚生省と一緒になつて調査を

いたしまして、それは公表したと理解いたしております。分布調査を農地局がやり

ましたのは、非常に点数が少

ないので、今後の対策その他を考慮するためには、地域指定のための対策調

査といふのがござい

ます。これが四十六年から環境庁で行な

われることになつてお

りまして、環境庁は長崎県に補助をいたしまして、そ

して対馬の調査をやりまして、す

で、四十六年十二月一日に発表になつてお

ります。四十六年十二月一日に発表になつてお

ります。対馬につきましては、それにより

ます。土壌中のカドミウム濃度については分析中

でございますが、玄米中のカドミウム濃度につ

きましては、一PPM以上の点数が三十一

点あつたというように、環境庁は四十六年十二月一日に公表

いたして

おります。

○内田善利君 そんなことを聞いて

いるわけじゃないです。いま行政責任を法務当局にた

たわけ

です。農林省は公表したと言つて

いるけれども、四十六年の十月ごろの新聞には確かに発表

になって

おります。それは三カ所、一・〇PPM以上の米があつたとい

うだけで、その内容は全然発表になつてないわけ

です。そして、農林省からは、どこにも

そういう対策は講じてないでし

ゃう。そういう点は

どうですか。

○説明員(川田則雄君) それにつ

きましては、土壌汚染防止法に基づ

いた措置を順次と

らうというように、土壌汚染防止法に基づ

いた措置をとり

まして、土壌汚染防止法に基づ

いた措置をとるためには、御承知の

ように二・五ヘクタールに一点の

対策調査をやりまして、それでその

地域についてのカドミウム濃度の分布

から地域指定といふようなことにな

るわけ

でございますが、地域指定につ

きましては、その調査に基づ

いて、御承知の

ように一PPM以上の米が生産されたところ、ある

いはそれ

のおそれのあるところを区画を区切り

まして、それ

で地域指定をして、その地域指定は、

県の場合は県の審議会に

かけて地域指定をして、それに基づ

いて県知事が対策計画を立てて、そ

れで農林省と環境庁長官の承認を得て、そ

して自後の対策に移るとい

うような手続を順次と

つていくというこ

とから、農林省のほうは環境庁と相談

いたしまして、環境庁の地域指定の調査

をすぐ開始して、その結果を発表

いたしまして、長崎県としましては、その結果に基づ

いてさっきのような措置を講ずる

ように検討されてお

りまして。

○国務大臣(大石武一君) 地域指定のこと

よりも、もちろんそれは将来しな

ければならないと思

いますけれども、内田委員のお

つしやることは、そのような米が、一・何PPMの米が

出ているにかかわらず、それを

ほうつたらかしてしま

いで食わした責任をどうするかとい

うお話だと思

います。私もそう

思います。それはどうな

っているか、私はわかり

ませんが、当然、その

ような一・何PPMのカドミウム

を含んだ米が出たというなら

ば、それは当然農林省は、食

事にとらな

いように、農林省では買

いせんから、そういうものは農

民が食べ

ないように、おま

えのところはこ

ういう米出たぞ、注意せ

いといふことを食糧事務所に

連絡して、事前に知ら

すべき責任があると思

います。ですから私は、

どうなつておるか

実態はわかりませんから、注

意しているの

かもしれない

し、してなければそれは

やるべき責任が

あります。地域指定して、そ

をどうするか

といふことはあ

つて、当然それは

やる。それだけの親切がなければ行政は

だめだと思

います。さ

ささくこ

ちで調べてみ

まして、実態がどうな

っているか、もしその

ようなことがあつたら

われわれとして

も責任を感じ

ますから、

できるだけの

善処をいたすつもりで

おりますけれ

ども、その

ような親切が行

わ

る

は

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

も土壌にしても、土壌汚染はまだやっているわけではないとおっしゃっておりますが、私のところには入っているわけですけれども、米も土壌も、カドミウムだけじゃなくて鉛、亜鉛、非常に多いわけですね。こういう土壌に対する対策は、農林省に対して私は四十三年からこれは改良すべきだということをお願いし続けてきたわけですが、最近是对馬の問題もあまり取り上げておりませんけれども、常に念頭から離れないわけです。同時に、これは厚生省の問題ですけれども、あるいは環境庁の問題ですけれども、要観察の病人なんかもまだおられるわけですね。いまOECDに行っておられる橋本公審課長が、一番心配なのは対馬だと言ってますイスに行かれたんです。そういう対馬の問題が、このようになおざりにされているということとはほんとうに遺憾だと、このように思うのですね。

○内田善利君 この法律は、一番最初に茜ヶ久保委員からも質問があったわけですが、一昨年の九月一日、宇都宮一日内閣で佐藤総理も、無過失賠償法をつくる、このように言明されて今日に至っているわけですが、この無過失賠償責任制度が、水質汚濁防止法また大気汚染防止法の一部を改正

これは言いわけになりますからしやうがありませんけれども、そういうことで、やつと私の代になりまして、環境庁という大きな組織のもとにこの法案が提案できましたわけでございますが、いま申しましたように、これを出すにも手一ぱいでございますまして、言うに言えない社会情勢もありましたし、いろいろな世間の人々の判断もございましたので、いろいろなことは申し上げせんけれども、ようやくこれをつくり上げたと思っておるわけでございます。しかし必要な最小限のものではあると思います。したがいまして、これが通れば、土台さえできれば、あとは幾らでもその上に積み重ねは可能でございますので、土台をつくるという意味で、このように不十分ではございますけれども、これをあえて提案したのでございますので、そのような御認識のもとにひとつこれをよく理解

質汚濁防止法でいう有害物質を出して、それで健康被害が生ずるということは、それはもう当然無過失じゃなくて、私は過失責任だと、このようにに思うわけですね。水質汚濁防止法で言い、大気汚染防止法で言う有毒物質を流したということは、これは基準以上でもあるいは基準以下でも、もう

当然過失だ。そういう有毒物質、特定物質にあげられておる物質を流すということは、これは過失だ、はつきり過失責任法で問うべきだと思ひますね。それでなくて、それ以外の、いまおっしゃったようにPCBとか、あるいはいろいろな有害物質がまだ私にはあると思ひます。工場があつて、そして下流で病気が出た、そこで異常な事態が生じたという場合に、有害物質であれば、特定物質といふ規制された物質であれば当然だと思ひますが、規制されない物質が出た場合に私は無過失法を適用すべきじゃないか、このように思ひますけれども、この点はどうでしょう。

○国務大臣(大石武一君) いまの特定物質も、これは全然出してはいけないものもありますけれども、ある程度の排出を認めておきます。そこで、ある程度の排出を認めておきます。つまり環境基準と排出基準というのによつて認めまして、排出基準で、いまのところこれまでは出してはよろしいというところで許可してあるわけでございます。それから、その範囲内で流しておれば、いわゆる過失もなければ責任もないわけでございます。ほんとういへば、しかし、それでもこれが集合され複合されますと、やはり公害病患者を生じ得るかもしれない。そのような場合には、これは無過失であつても責任をとらせたいというのがこの趣旨でございますから、やはり排出基準、環境基準を守つていただくこととでございます。

ただ今後、ほかにもいろいろな影響を及ぼす物質があるかもしれない。しかし、それは実際、はなはだ残念な言ひ方ですけれども、結果があらわれてみなければわからないのです。わからないものはつかみようがございませぬので、いま申しましたように、やはりわからないものはやれない。できるだけ、それはいろいろな行政面でそのような有害な物質が使用されないように、製造されないように、あらゆる努力をすることが一番大事だと思ひますけれども、不幸にしてそれが防ぎ切れないうであつた場合には、やはりこれをこの制度

の中に十分組み入れるようなことをしなければならぬが、そういうことで今度の衆議院の修正は、私はかえつてよかつたのじゃないかと考えておる次第でございます。

○内田善利君 私は、カドミウムが土壌汚染防止法ではたつた一つ規制されている、あるいは水質汚濁防止法でも特定物質が何種類ありますが、そういうものはある程度予見できるわけですね。排出基準以上あるいは排出基準以下で流出している場合に、ある程度予見できる。そういうものは過失責任法で規制できる。ところが、それよりも、わからない物質が流れてきて健康被害を生じた場合には、これはどうにもできないのですから、こういう法律こそ、私はそういうものに限らないで全部包含した法律にすべきじゃないか、このように思ひますが、私はあまり法律に詳しくないから、よくわかりませんが、そのようにいま感情的に思ひますけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(大石武一君) ただいまの場合、私はあまり法律に詳しくありませんのでわかりませんが、おそろしくうだつた思ひです。今度わからぬものを使用した場合、それが何か大気汚染か水質汚濁でいふ公害病患者を生じたとしますと、それは当然過失責任が無過失責任、どちらかに入ります。ですからいままでは、この法律がないと、過失責任に入らないものはそれつきで見のがされてきたけれども、今度は過失責任でなくとも、無過失でも入るのですから、当然これは過失であると思はれた場合には、過失責任でもあらうこれは補償の道が講ぜられますが、無過失であつても、流した場合にこの法律に引つかかるわけでありまして、これから新しく予想される、あるいは出るであらうと思はれるいわゆる有害物質は、みんなこれらの法律に引つかかると思ひます。そういう意味で、この無過失は意味があるのじゃないかと考える次第でございます。

○内田善利君 これは例が、妥当な例であるかどうかかわりませんが、たとえば自動車がスピード違反をしていたら、当然、事故を起こしたら引つかかるのが過失責任じゃないかと思ひますが、この排出基準以下である、すなわちスピード以内で、スピード違反をしていないというところで車が走つてきて、たまたま事故を起こした、こういう場合に無過失責任法が当たるのじゃないか。基準以下である場合でも、そういう被害が起こつたら罰せられる。そのスピード以外の、ほかの原因で事故を起こした場合には、私はその自動車に責任があると思ひます。こういう考え方から、特定物質を基準以下で排出していても起こる、それ以外の原因で健康被害、身体に被害が起こつた場合には、やはり責任を持つべきだ、こういう考え方なんですけれども、間違ひでしょうか。

○国務大臣(大石武一君) それは、御意見伺へば私はそのとおりだと思ひます。この法律は今後、いわゆるここに載つております特定物質以外のもので、それはいま考えられない、わからないものですが、そういうものは全部この法律の中に入つていくと思ひます。つまり、そういうもので健康被害を起こせば、何か新しい物質が大気汚染か水質汚濁かで健康被害を起こせば、必ずその物質を排出した者は無過失でつかまるか、過失でつかまるか、どちらでつかまれます。これは全部この法律に入つていくと思ひます。ですから、わからないものは名前を規制することはできませんし、また、そういう新しい公害病が生じた場合には、当然それは今度引つかかることになりまして、無過失責任が過失か、どちらかで引つかかるのですから、どちらかにしても責めを負わなければならぬのじゃないか、こう思ひますが、なおひとつ法律的に説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(船後正道君) まず不法行為で責任を負う場合、その行政上の何らかの基準との関係でございまして、これは一般論といたしまして、行政上の基準を守つていくということと故意過失とは、原則といたしまして関係はございません。ただ、どこまでが故意であり、どこまでが過失で

あるかというふうな、社会通念に照らしての判断になつてまいりますと、もちろん基準を守つていたか、いなかつたかということとは、心証といたしまして問題にならうと思ひますが、理論的にはまず問題ない。

そこで、無過失責任というものは、こういう加害者側の注意義務というものを極限の状態においてとらえたわけでありまして、いかなる注意をいたしましても、なおかつ結果として損害が出たという場合でも責任を問うというところに、無過失責任の意味があるわけでございます。ところが現在の民法は、やはり個人の自由なる活動というものを保障いたしておるわけでございまして、民法の原則は、何といたしまして、損害賠償につきましては、やはり故意過失があつた行為、これによつて損害が生じた場合に責任があるということになつておるわけでありまして、

そこで、たまたま、有害物質を、規制の対象として取り締まつております物質に限定しておることについての御議論でございますが、私どもといたしましては、この規制されていぬ物質というものは、現在の科学的知見をもつていたしまして、これは有害性の立証がないということから、規制対象になつていないのであります。しかし、この問題はやはり常に検討が必要でございます。現在無害と考えられておる物質でございまして、有害になる、有害のおそれがあるということになりまして、当然行政面といたしましては、機を失することなく早期にこれを取り締まりの対象にしていく。さらに進んで申し上げますれば、PCBのように、そういうおそれがある物質というものが製品となり使用されて、環境に放出されるということ自体を、事前にチェックするということまで進んでいかねばならぬと思ひますが、いずれにいたしましても、現在規制の対象となつていない、したがひまして、何人もこれは害を起さないうというふうに信じてしまつて一つの排出が行なわれておる、それが後日になつて損害を生じた、だからさかのぼつて無過失責任だとい

うことになりまして、先ほど申しましたような民法が考えております過失責任の大原則という点からみまして、これはいかがなものであろうかというふうな点から、今回やはり無過失損害賠償を規定するにつきましては、その物質の範囲というものを限定するという方向にいったわけでございます。

○内田善利君 それでは具体的に、この法律ができることによって、SO₂の複合汚染、そういうものの対してはどのように前進があるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員（船後正道君） SO₂につきましては、現在これは大気汚染防止法の規制の対象となっておりますので、これを除外するというような意見も一部にあつたのですが、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたような考えから、少なくとも大気汚染防止法で規制の対象となつておるといふ物質は、それが複合汚染を常態とするものであつても、今回の無過失責任の対象とするということに踏み切つたわけでございます。

したがいまして、SO₂による損害も当然無過失責任の対象となるわけでございますが、実際問題といたしまして、数多くある煙突から出てくる煙によりまして一つの被害が生ずるといふ場合に、これをいかに実態上取り扱ふかという点で一番問題でございます。これは、現在の共同不法行為の考え方に従いますれば、複数の事業者が共同して排出行為をなして、それによって損害を生じたという場合には、全員が連帯して責任を負うわけでございます。この部分につきましては、やはり非常に奇与度が小さい、たとえば中小企業等が大企業の隣にあるという場合でございますが、こういふ場合、その奇与度の非常に少ない中小企業にまで全額の連帯責任を負わせるのは、やはり加害者相互間の公平の見地から酷ではないかというふうな見地から、微量奇与者につきましてはしんしゃく

規定を設け、これによりまして、複合汚染問題の場合における負担関係の調整をはかりとしたものでございます。

○内田善利君 最初あつた推定規定がなくなつたわけですが、どういふ関係でなくなつたものか、その実態はわかりませんが、推定規定がなくなつたことで、被害者がそういう二つ以上の企業の実態を調査してというふうなことになる、たいへんな問題じゃないかというふうに思ふわけですが、この点について、いまおっしゃつたように企業に責任を負うわけですが、一体どうなるんだらう、被害者の救済がどれだけ前進したのか、このように思ふのですが、この点はいかがですか。

○政府委員（船後正道君） 当初、環境庁の発表いたしました原案段階では、いわゆる因果関係の推定規定があつたのでございますが、この因果関係の推定規定は、新聞紙上等では非常に広く推定規定が働くといつたような報道もあつたものではございますが、しかしそうではなくて、因果関係のいろいろなワクの中で、いわゆる到達経路、この部分につきましては推定規定を設けたものでございまして、もう少し詳しく申し上げますと、公害事業で不法行為が成立いたしましたためには、当該事業者の排出行為によりまして当該損害が生じたといふことを立証することが必要でございますが、私どもの当初考えました推定規定では、このような直接事実を証明することにかえまして、当該事業者の有害物質の排出により被害が生じ得る地域内に、同種の物質により被害が生じていることを証明すれば、このようにいたしましたのでござい

ます。ところが、この推定規定におきましても、事業者から当該有害物質の排出があつたという事実、あるいは当該物質によりまして当該病気が生ずるといういわゆる病因度、これにつきましては、やはり被害者において立証することを要するわけでありまして、推定いたしましたおきましても、その事業者の排出したその物質が、被害者のからだの

中に入つて被害を巻き起こしているんだという、その汚染の経路につきまして、有害物質により被害が生じ得る地域内に同種の物質により被害が生じているときは、このように推定方法を用いたわけでございます。

そうでございますので、結局この推定では、汚染経路の部分ということになるわけでございますが、このような推定方法は、実は最近の公害事案に関する判例ではおおむね採用しているところでございます。いまおっしゃつたように、被害者側には必ずしも非常に厳格な科学的立証を要しない、たとえば阿賀野川の裁判でございますが、状況証拠の積み重ねにより、関連諸科学との関連において、すべて矛盾なく説明できればよいという趣旨から、裁判所といたしましては、かなりの事実上の推定をいたしておるのでございます。

このように、因果関係の推定が、実際の裁判におきましては、事実上かなりゆるやかな方向にあるのでございまして、いまここで推定規定を設けるといたした場合には、方法といたしましては、一般的に、たとえば蓋然性をもつて足りるといふような一般規定を設けるか、もしくは一つの代表的なケースを用いるか、いずれかの方法によるのでございまして、私どもは後者の方法によつて、一つの代表的なケースでもつて推定規定を設けたわけでございます。

ところが、これにつきましては、このように、被害が生じ得る地域と地域内において同種の物質により被害が生じておるといふように、新しく間接事実につきましても構成要件を定めたのでございまして、これについては、たとえば、被害が生ずるならばどのような微量であつてもいいの、かというふうな拡張解釈が生じてまいりました。また他方、また現在の現実の裁判におきまして、因果関係の証明が困難な部分は、必ずしも汚染経路の部分には限らないのでございます。現に、富山の裁判におきましては、いわゆる病因度、カドミウムとイタイタイ病との関係ということが主た

る争点でございましたし、また阿賀野川の裁判におきましては、昭和電工の工場から有機水銀が排出されたという、その排出の事実そのものが主たる問題であつたというふうに、個々の裁判ごとにその証明の困難な点は違つてございまして、そこで、このような現状におきまして、汚染経路の部分にせよ法律上の推定規定を定めてしまふ、こゝで明文化してしまふということにつきましては、動きつつある判例動向というものを決定づけてしまふというおそれも考えられたのでござい

ます。そのようなことから、因果関係の推定につきましては、必ずしもこのような明文の規定を設けなくとも、現実の判例動向が、そのようにゆるやかな証明をもつて足りるということになつておる事実、さらに、因果関係の推定規定を明文で置くことすれば、やはり、もう少し判例の集積を待つて、その方向がほぼ定着されると思われる時期に、あらためてこの明文化を検討するというのが妥当ではないか、という判断から削除いたしましたのでござい

ました。したがいまして、この規定がなくても、私たちがいたしましては、現実の裁判において何らの支障なきものと考えております。

○内田善利君 ちょっと最後のほう、矛盾するやうに感じられたのですが、判例でもうやつていから入れなくてもいいんだと。ところが、入れるとすれば判例の積み重ねを見たいと思ふといふやうに受け取つたのですが、そうなる、ちよつと矛盾しているのじゃないかと思ふます。

がございます。現にいま判例が、非常にゆるやかな立証という方向に向いつつある時期に、ある一段階における判断をもって、たとえば汚染経路の証明には、被害が生じ得る地域内に同種の物質により被害が生じておるといふような間接事実の証明を私どもは考えたわけでございしますが、そういうことではたしていかどうかという点につきましては、なお今後の判例の動き方によりましては、もう少しゆるやかに間接事実をもって直接事実の証明に足りるということが考えられるわけでございますので、そのような判例動向を待ちたいという意味でございします。

○内田善利君 四日市はいま裁判中ですが、たとえば北九州のような場合ですね、この法案が成立した場合に、どのような差異が出てくるか。一方は裁判中ですが、一方は北九州のようなところでSO₂による複合汚染ができた場合の、被害者の救済について差異はありませんか。

○政府委員(船後正道君) 少なくとも現在係争中の事案につきましては、この法律の適用はできません。ただし、今後提起されます裁判で、その災害の発生が法律施行後であり、それから、その排出につきましては、今回衆議院の修正によりまして、法施行前に明らかにとまっていたという証明がなき限りは、それは新法の、この新しい法律の適用があるわけでございますから、したがって、そのような場合には、当然裁判上、故意過失の立証を要することなく、責任を問われることになるわけでございます。

○内田善利君 これは四日市とか川崎とか、こういったところの人たちに、この法律ができて何の役に立たないということでは申しわけないと思うのです。やはり、こういったところの人たちも救済するような法律でなければいけない、このように思われるわけですが、ちょっと別になります。が、鉱業法にしても原子力損害賠償法にしても、これはもう全被害に対して救済できるようになっているわけですね。だがこの法律は、先ほどから

言っているように、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の一部改正にとどまって、しかも対象物質は大気汚染と水質汚濁防止法にとどまって、典型公害、健康被害にとどまって、ほかの財産被害等も入っていないということになると、片手落ちのような感じがするわけですが、ほんとうに公害によつて健康被害を受けた、あるいは財産被害を受けた、そういう方々に対する私法救済という意味では、非常にアンバランスな法律ではないかと、このように思いますが、この点はどうでしょう。

○政府委員(船後正道君) 御指摘のように、鉱業法におきましては、鉱業法に無過失賠償責任に関する規定が設けられましたその時点、その時点以前の作業によりまして法施行後に生じた損害についても、これを適用するということになっておりますが、損害は、あくまでも鉱業法におきまして、その改正法施行日以後でございします。またこの点は、別途三党から提出されております法案におきまして、損害は、法施行後に生ずる損害でございします。これは、やはり現在の法的秩序というところから考えまして、法施行前に生じた損害までは、何としても新しい法律で律するわけにはいかないというような考え方から、損害につきましては、鉱業法もまた私どもの今回の法律も、また野党三党案も、いずれも法施行後の損害を問題としておるわけでございます。

○内田善利君 大石長官は、衆議院の公害特別委員会、この制度は民法の過失責任原則の例外規定なので、明確な範囲を定める必要がある。で人間の健康被害に限った、近い将来には財産被害も考慮に入れると、このように言っておられるが、これは事実ですね。ということは、その必要性を認めておられるということだと思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣(大石武一君) おっしゃるとおりでございます。そのとおりいまでも考えております。○委員長(加藤シヅエ君) 本案に対する本日の質

疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正の部分）
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

（大気汚染防止法の一部改正）

第一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 大気汚染の状況の監視等（第二十二條―第二十五條）」を「第四章 大気汚染の状況の監視等（第二十二條―第二十四條）」に改める。

第一条中「生活環境を保全する」を「生活環境を保全し、並びに大気汚染に關して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る」に改める。

第二条第二項中「以下同じ」を「第四章の二を除き、以下同じ」に改める。

第二十五条を削り、第二十四条の次に次の一章を加える。

第四章の二 損害賠償

（無過失責任）
第二十五条 工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質（ばい煙、特定物質又は粉じん）で、生活環境のみに係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものの以外のものである。以下この章において同じ。

の大気中への排出（飛散を含む。以下この章において同じ。）により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の物質が新たに健康被害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が健康被害物質となつた日以後の当該物質の排出による損害について適用する。

第二十五条の二 前条第一項に規定する損害が二以上の事業者の健康被害物質の大気中への排出により生じ、当該損害賠償の責任について民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九条第一項の規定の適用がある場合において、当該損害の発生に關しその原因となつた程度が著しく小さいと認められる事業者があるときは、裁判所は、その者の損害賠償の額を定めるについて、その事情をしんじやくすることができ。

（賠償についてのしんじやく）
第二十五条の三 第二十五条第一項に規定する損害の発生に關して、被害者の責めに歸すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんじやくすることができ。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

（消滅時効）
第二十五条の四 第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。損害の発生時から二十年を経過したときも、同様とする。

（鉱業法の適用）
第二十五条の五 第二十五条第一項に規定する損害賠償の責任について鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の適用があるときは、同法の定めるところによる。

(適用除外)

第二十五条の六 この章の規定は、事業者が行なう事業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 削除」を「第四章 損害賠償（第十九条―第二十条の五）」に改める。

第一条中「生活環境を保全する」を「生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に關して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 損害賠償

(無過失責任)

第十九条 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出（地下へのしみ込みを含む。以下この章において同じ。）により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の物質が新たに有害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が有害物質となつた日以後の当該物質の排出による損害について適用する。

第二十条 前条第一項に規定する損害が二以上の事業者の有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出により生じ、当該損害賠償の責任について民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条第一項の規定の適用がある場合において、当該損害の発生に關しその原因となつた程度が著しく小さいと認められる事業者があるときは、裁判所は、その者の損害賠償の額を定めるについて、その事情をしんじやくすることができる。

(賠償についてのしんじやく)

第二十条の二 第十九条第一項に規定する損害の発生に關して被害者の責めに帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんじやくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

(消滅時効)

第二十条の三 第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。損害の発生時から二十年を経過したときも、同様とする。

(他の法律の適用)

第二十条の四 第十九条第一項に規定する損害賠償の責任について鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）又は水洗炭業に關する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の適用があるときは、当該各法律の定めるところによる。

(適用除外)

第二十条の五 この章の規定は、事業者が行なう事業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては、適用しない。

第二十三条第一項中「公共用水域の」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 ○第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第四章の二の規定及び第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第四章の規定は、この法律の施行後に生ずる損害について適用する。この法律の施行前の排出（飛散を含む。）又は水質汚濁防止法第三章第二項に規定する有害物質

のこの法律の施行前の排出（地下へのしみ込みを含む。）による○損害については、なお従前の下へのしみ込みを含む。）に係る事業者において証明したときは、当該例による。

(検討)

3 政府は、公害に係る被害者の救済に關し、その損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づき、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

昭和四十七年六月二十九日印刷

昭和四十七年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A